

令和3年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年9月3日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年9月3日 午前9時宣告

開 議 令和3年9月3日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	7番	森	正彦
	8番	片岡	勝一	9番	松浦 隆起	10番	岡村	統正
	11番	中村	卓司	12番	永田 耕朗	13番	西村	清勇
	14番	藤原	健祐					

欠席議員 6番 邑田 昌平

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	
チーム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 正和

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
2 番 宮崎 知恵子 3 番 西森 勝仁

令和3年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和3年 9月 3日 午前9時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | | 諸 般 の 報 告 |
| 日程第4 | | 行 政 報 告 |
| 日程第5 | | 請願・陳情について |
| 日程第6 | 報告第 6 号 | 令和2年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第7 | 報告第 7 号 | 令和2年度資金不足比率の報告について |
| 日程第8 | 報告第 8 号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 日程第9 | 報告第 9 号 | 債権の放棄について |
| 日程第10 | 報告第10号 | 債権の放棄について |
| 日程第11 | 同意案第2号 | 佐川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐川町一般会計補正予算（第5号）） |
| 日程第13 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐川町一般会計補正予算（第6号）） |
| 日程第14 | 認定第 1 号 | 令和2年度佐川町一般会計の決算の認定について |

日程第15	認定第 2 号	令和 2 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
日程第16	認定第 3 号	令和 2 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
日程第17	認定第 4 号	令和 2 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
日程第18	認定第 5 号	令和 2 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
日程第19	認定第 6 号	令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第20	認定第 7 号	令和 2 年度佐川町水道事業会計の決算の認定について
日程第21	認定第 8 号	令和 2 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第22	議案第 6 7 号	令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第23	議案第 6 8 号	令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第24	議案第 6 9 号	令和 3 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第25	議案第 7 0 号	令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第26	議案第 7 1 号	佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第 7 2 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第 7 3 号	佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第 7 4 号	令和 2 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について
日程第30	議案第 7 5 号	尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから、令和３年９月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は１３人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

邑田議員から本日の会議、欠席の届が出ております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２６条の規定によって、２番、宮崎知恵子君、３番、西森勝仁君を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。９月定例会の会期及び運営につきまして、８月３１日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日、９月３日を開会日とし、報告、同意、承認、認定、議案の上程、説明までとし、終了後、常任委員会を開きます。４日土曜日、５日日曜日は休会とします。６日月曜日、７日火曜日は一般質問を行い、終了後、常任委員会審査報告を行います。８日水曜日は休会とし、決算勉強会とします。９日木曜日にも休会とし、決算勉強会及び議員全員協議会を開きます。１０日金曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は９月３日から１０日までの８日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については議長に一任いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から９月１０日までの８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１０日までの８日間に決定しました。ここで、休憩します。

休憩 午前 9 時 8 分

再開 午前 9 時 9 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、諸般の報告を行います。

新型コロナウイルス感染症による県内の罹患された方の人数は、日を追うごとに、増加の一途をたどっております。第 5 波の最中、感染拡大から感染爆発へとステージが移り、危機的な状況が続いております。同時にワクチン接種も進んでいる状況であります。私を含め、皆様におかれましては、感染リスクを伴わない密を避けた日常行動に一層配慮され、活動していただきたいと存じます。自分の身を守り、大切な誰かを守り、一日でも早く収束に向かうことを願うばかりであります。

また今月に入り、台風等による自然災害・土砂災害の多い時期となっており、災害への備えを万全に、迅速に対応できる体制にしておかなければなりません。災害を最小限に防ぐには官・民一体となりソフト・ハード面、両面をしっかりと備えていくことが大切であると考えております。

それでは 6 月定例会後の重立ったものについて報告します。

当初予定されておりました行事などは新型コロナウイルス感染拡大に配慮されおおむね中止となりました。書面による議決となりましたことを申し上げます。

6 月 18 日、令和 3 年第 2 回日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席しました。提出されました議案は承認 2 件、議案 2 件でいずれも原案のとおり、可決されました。日高村佐川町学校組合教育長の選任同意については、岩本敏彦氏が選任されました。

7 月 29 日、令和 3 年度市町村議会議員研修が高知県立県民文化ホールで開催され、議員の皆様とともに出席をしております。研修では関西学院大学大学院教授小西砂千夫氏による「地方財政制度の基本と自治体財政」と題した講演が行われ、拝聴しております。

8 月 31 日、高吾北広域町村事務組合議会第 3 回定例会が開催され、事務局より報告を受けました。提出されました議案は、令和 2 年度高吾北広域町村事務組合一般会計等歳入歳出決算の認定 1 件、

条例改正 1 件、補正予算案 3 件であり、いずれの議案も原案のとおり決定をされました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、令和 3 年 9 月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

2013 年 10 月 28 日佐川町長として仕事をさせていただくようになってから、来月で 8 年になります。これまでの 8 年間、「すべては佐川町のため。佐川町民の幸せのため。」この基本を忘れることの無いよう、自分自身に言い聞かせ、役場職員にも繰り返し伝え、幸せなまちづくりを前に進めて参りました。町民の皆様のおかげで、総合計画に基づいた、住民と行政が一緒になった、協働のまちづくりの流れをつくることができました。色々なまちのことで活躍していただく住民の方々が増え、色々な場面で支えていただき、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。

また、議長を初め、町議会議員の皆様にも、心から感謝をしております。議員の皆様からの御意見や御指摘を通して、謙虚に仕事に臨むことの大切さを改めて感じさせていただき、おかげさまで少しは成長できたのではないかと考えております。また、事業に対して御提言いただいたり、修正の御提案をいただいたり、さまざまな視点からたくさんの御意見をいただき、御指導いただいたおかげで、町長として 8 年間、舵をとることができました。本当にありがとうございました。これからも、議員の皆様には人生の先輩として、御指導御鞭撻をお願い申し上げたいと思っております。

役場職員の皆さんにも、心から感謝を申し上げます。

振り返ってみると、この 8 年間たくさんの事業を前に進めることができました。おかげさまで、多くの町民の方々から、感謝の言葉やお礼の言葉をいただく機会が増え、皆さんの日々の努力の賜物だと、心から感謝をしております。これからも、「佐川町のため、佐川町民の幸せのために」真摯に、感謝の気持ちを忘れず、仕事に邁進

して下さい。

来月で2期8年間の仕事を全うさせていただくことになります。ただ、道の駅や図書館の整備のこと、町営住宅などの公共施設の改修および維持管理など、建築的・デザイン的な視点を大切にした上で、取り組まなければならない課題が残っております。また、令和の時代の「文教のまち佐川」づくりも、スタートしたばかりで、改善を重ねながら、前に進めていかなければなりません。これらの課題を一つずつ解決することで、幸せな佐川町づくりを確実に、未来に進めることができると信じております。

次の4年間も、佐川町長として仕事をさせていただけるよう、初心を忘れず10月の町長選挙に臨みたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種について報告いたします。

町内における新型コロナウイルスのワクチン接種体制につきましては、町内医療機関の医師や看護師の皆様に御協力いただき、医療機関での個別接種と、健康福祉センターかわせみでの集団接種を組み合わせる接種に当たっております。これまで、町内の各接種会場において大きなトラブルはなく、おおむね順調に接種が進んでおります。

優先接種の対象となっております今年度中に65歳以上となる方につきましては、ワクチン接種を予約したほぼ全ての方が、8月下旬までに2回の接種を完了しております。8月31日現在、65歳以上で2回の接種を完了した方は4,307人となっており、この年代の人口5,156人に対する接種率は83.5%に達しております。16歳から64歳までの方につきましては、7月初旬に接種券とともに郵送しております「ワクチン接種意向確認書」を健康福祉課に返送していただいた方について、接種場所及び接種日時を指定した文書を郵送により案内し、接種を進めております。

接種の順番につきましては、基礎疾患のある方とともに、介護や障害のサービス事業所の従事者、学校の教職員、保育所職員、児童養護施設職員、バス・タクシーの運転手、ごみ収集業者といった職種の方を優先接種対象者とし、それ以外の方は年齢の高い順に接種日時を決めております。12歳から15歳までの方につきましては、保護者の方の同伴を前提にして、9月と10月に行う健康福祉センターかわせみでの集団接種で対応することとし、8月初旬に接種券を

郵送しております。

12 歳から 64 歳までの接種状況につきましては、この年代の人口 6,439 人に対しまして、8 月 31 日現在、2,863 人が 1 回目の接種を済ませており、1 回目の接種率は 44.5%となっております。また、2 回の接種を完了した人は、1,705 人で、接種率は 26.5%となっております。

ワクチンの確保状況につきましては、現時点で 8,775 人の方が 2 回接種できる量のワクチンが佐川町に納入済みで、この量は、ワクチンを接種できる対象年齢である 12 歳以上の人口 1 万 1,595 人のうち、75%の方が 2 回接種できる量に当たります。今後、国から配分されることが確定しているワクチン量を含めると、80.7%の方が接種できる量のワクチンが確保できております。

第 5 波の感染拡大を受けて、高知県は現在、まん延防止等重点措置の対象地域となっておりますが、飲食店や大型商業施設などの協力要請といった重点措置の適用地域は、今のところ高知市のみとなっております。県内の感染状況を見ると、新規陽性者の多くは、10 歳代から 30 歳代を中心とした若い世代であり、ワクチン接種が進んでいる高齢者の感染拡大は大きく抑えられております。こうした事実から、第 5 波を収束させるためには、感染防止対策の徹底とともに、若い世代のワクチン接種を進めることが何より重要であると考えております。

佐川町におきましては、ワクチン接種を希望する方全員に対して、10 月中に 2 回の接種を完了させる接種計画を立てておりますが、16 歳から 64 歳までの方に送付いたしました「ワクチン接種意向確認書」の提出は 8 月末日時点で 58.5%にとどまっていることから、まだ接種するかどうか決めていない方が一定数いると考えております。

できるだけ多くの方に接種していただくため、8 月 26 日と 29 日の 2 回、防災行政無線を通じて接種を呼びかけました。また、特に若い世代の方に、確かな情報をもとにワクチン接種を判断してもらうため、感染状況やワクチンの効果と副反応を記載したチラシを作成し、全戸配布をするとともに、町内の保育所や小中学校を通じて、保護者の方にお届けいたしました。あわせて、意向確認書及び 12 歳から 15 歳までの方に送付いたしました予約書の提出期限を 8 月 31 日から 9 月 15 日まで延長したところであります。

今後におきましても、町内医療機関や関係機関と十分連携を取り

ながら着実にワクチン接種を進めるとともに、接種しない、また接種できない方に配慮しながら、できるだけ多くの方に接種していただけるよう、広報等の対応を行ってまいります。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

初めに「さかわぐるぐるバス」事業について報告いたします。

6月22日に令和3年度の第1回佐川町地域公共交通会議を開催いたしました。会議では、まず、全体の利用状況について報告をさせていただきました。昨年10月から本年4月までの7カ月間の全路線利用者数は4,778人、また全路線一便あたりの平均利用者数は2.13人となっております。前年同期の実績と比較いたしますと、利用者数で538人の減、割合にして10.1%の減、平均利用者数は0.23人の減となっております。

その主たる要因は、年末年始を中心に県内で新型コロナウイルスの感染が拡大したことによるものと考えられます。感染状況が一定落ち着いた本年3月は対前年比2.2%増、4月は同じく16.8%増と昨年を上回っていることから、増加している傾向が続いているものと考えております。

一方、本年10月からの一部路線の再編につきましては、従来より要望のあった三野・伏尾地区への乗り入れや、午前中の買い物時間を確保するためのダイヤ変更を提案し、承認いただきました。

これからも地域や利用者からの幅広い御意見、御要望をお聞きする場を設けるとともに、ぐるぐるバス乗務員からのきめ細かな聞き取りなども続けていき、より安全で利用しやすい公共交通を目指して取り組んでまいります。

次に、「低所得者生活支援プレミアム商品券事業」について報告いたします。

本事業は国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、本町が実施するプレミアム商品券を低所得者の方に対し、無償配布をすることで生活を応援し、その暮らしを守り支える取り組みとなっております。

配布対象者は、精査により確定した町民税非課税の方、約3,200人に対しまして、一人あたり3千円分の商品券を8月27日から順次送付しており、9月17日までに送付が完了する見込みとなっております。

ます。また、使用可能期間と使用可能店舗につきましては、一般販売用のプレミアム商品券と同様の取り扱いとしております。

本事業によりコロナ禍の影響を受けた低所得者の生活支援を行うとともに、商店街などの事業継続を支援することで、地域経済の早期回復を図ってまいります。

次に、「チームさかわの日」表彰式について、報告いたします。

毎年4月の第2日曜日に実施しております「チームさかわの日」につきましては、本年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を見ながら開催時期をずらし、8月21日、桜座において開催を予定しておりました。しかしながら、都市部で始まった感染拡大第5波が本県にも押し寄せ、8月20日から高知県の感染症対応ステージが最高レベルの「非常事態」に引き上げられたことから、町民の皆様を集めてのイベント開催は感染リスクが高いと判断し、昨年度に引き続き、やむなく「中止」といたしました。

本来であれば行うはずであった、本年度チームさかわ表彰の受賞者は、各団体からの推薦により、「黒岩じるし」、「実生屋」、「尾川踊り伝承会」、「オンチャーズ」の4団体と、「田中一郎さん」、「永田良助さん」の個人2名でありました。また、その中から「総合計画審議会委員」による選考によって選ばれる「チームさかわ大賞」には、佐川少年柔道クラブの指導者として約40年にわたり児童・生徒に柔道を教えるなど、地域の人材育成に大変ご尽力されてきた「永田良助さん」が選ばれました。

永田さんを初め受賞者の皆様には日ごろの主体的なまちづくりの活動に対して心から感謝を申し上げるとともに、永田さんにはこれからも引き続き、スポーツを通じて子どもの健全な育成に御尽力いただきますことを願うところであります。

なお、今回の受賞者の皆様には、直前の中止連絡となり大変ご迷惑をおかけいたしました。改めて表彰の機会を設けさせていただきたいと考えております。

また、本年度は第5次佐川町総合計画10年間の折り返しの年にあたることから、表彰式に引き続き、5年間の町の事業成果をとりまとめた紹介映像をお披露目し、総合計画の中間報告をあわせて行う予定としておりました。この映像は地方創生推進交付金事業として行ってきた「地域ぐるみふるさと学とシティープロモーション事業」として制作したものであり、総合計画の7つの分野ごとに5年間の

事業成果を分かりやすく取りまとめたものであります。総合計画の主要な取り組みである「さかわ未来学」や「まちまるごと植物園」、「集落活動センター」、「自伐型林業」、「あったかふれあいセンター」などを中心に紹介しており、この5年間に実施してきたことや、それらによる変化、町民の皆様のさまざまな取り組みや思いなどが、映像を見て御理解いただける内容になっております。

今回、「チームさかわの日」でお披露目できなかったこの映像につきましては、今後町内小中学校や集落活動センターにおいて、町の取り組み内容を知る「ふるさと教育」の教材として活用するだけでなく、SNSなどインターネットでの動画配信も行い、佐川町のプロモーションビデオとして広く活用してまいりますので、ぜひ多くの町民の皆様にごらんいただきたいと思いますと考えております。

また、総合計画の中間年としてとりまとめた事業成果につきまして、広報さかわ7月号から3カ月連続で巻頭特集を行い、町民の皆様には御報告させていただいたところであります。これに加えて、今後この映像を様々な場面で活用し、町民一人一人の「やってみよう」の気持ちがさらに強くなり、主体的にまちづくりに参加していただける方が増え、「チームさかわ」の結束力がますます強固なものとなるよう、そして佐川町が「世界一幸せなまち」になることを目指して、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、牧野公園の災害発生状況について報告いたします。

8月20日、全国的な前線の影響により本町では未明から大雨となり、国土交通省が設置した古畑地区の雨量計では、午前4時までの1時間に102ミリを記録しました。また、本町に土砂災害警戒情報が発令されことを受け、峰・古畑の両地区には避難指示を発令いたしました。幸いにも人的及び家屋等の建物被害はありませんでした。しかし、この大雨の影響により牧野公園管理用道路の一部が崩壊する災害が発生いたしました。今後の雨によるさらなる崩壊の危険性もあることから、来園者の安全確保のため、現在も園内への立ち入りを禁止しております。

今後の対応につきましては、公園の物見岩付近に設置する「公衆用トイレ建築工事」にまもなく着手することから、道路をいち早く復旧する必要がありますので、まずは崩壊土砂の撤去と大型土のうによる仮設盛り土を行い、道路の応急的な復旧を行った上で、安全が確認され次第、立ち入り禁止措置を解除したいと考えております。

なお、崩壊現場につきましては、文化財として歴史的価値のある、佐川城跡の豎堀跡でありますので、文化財を所管する教育委員会とも連携し、慎重に復旧工事を進めてまいります。

このたびの災害は大規模ではありましたが、未明の出来事であったため来園者もなく、人的被害がなかったことは幸いであります。多くの住民ボランティアによる植物への思いが詰まった植栽管理のおかげで、素晴らしい公園としてファンも増えてきておりますので、一日でも早く元の状態に復旧するように取り組んでまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、ふるさと寄附について報告いたします。

昨年度の寄附受入件数は1万469件、金額は2億3,759万1,048円となり、令和元年度と比較し、受入件数は約27%増、金額は約34%増となっております。このように増加したのは、地域おこし協力隊の精力的な活動により、返礼品を令和3年8月末現在で、176品目と充実させたことに加え、本年度も新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要が旺盛であることが要因と考えております。

また、本年8月1日から、佐川町ふるさと納税業務のうち、返礼品に係る業務を「一般財団法人しあわせづくり佐川」に委託をいたしました。これにより、さらに魅力的な返礼品の開発及びブラッシュアップを行うとともに、佐川町及び町製品のPRに取り組んでいただくことで、貴重な自主財源である寄附の獲得に努めてまいります。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

本年度までに作成しております黒岩地区と尾川地区の「避難所運営マニュアル」を基に、両地区におきまして、災害時に避難所がより効果的に運営できるよう、住民の皆様による避難所運営訓練を実施するべく、現在、準備を進めております。先般、各地区の自主防災組織連絡協議会におきまして協議いただき、黒岩地区においては令和3年12月12日、尾川地区においては令和4年1月16日に訓練を実施することが決定しております。また、これらの訓練の実施後には、感染症対策や要配慮者への対応などを盛り込んだ、より実行性の高いマニュアルとなるよう、訓練に参加された住民の御意見もいただきながら、マニュアルの改訂を進めてまいりたいと考えております。

次に、税務課の所管事項でございます。

まず、令和３年度の「納税通知書」の発送について報告いたします。

国民健康保険税の「納税通知書」を７月１２日に発送いたしました。前年度と比較いたしまして、件数で２５件減の２,０４４件、課税額は、２８８万７,４００円増の２億６,５８３万１,８００円となっております。課税額が増額した主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少となった方もおられましたが、被保険者全体としては、所得が向上したことが増額の要因と考えられます。

次に、令和２年度決算の徴収状況について報告いたします。

現年及び滞納繰越の合計徴収率は、町民税 99.6%、固定資産税 98.2%、軽自動車税 99.8%、国民健康保険税 99.1%となっており、固定資産税を除く３税におきましては令和元年度決算以上の徴収率となっております。固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の申請が４件あったことから、令和元年度より 1.1%減となったものであります。県内の市町村と比較しても引き続き、県平均より高い徴収率を維持しており、順位も上位を維持しております。今後におきましても、租税負担の公平性と自主財源の確保に向け、適正な課税、早期対応や効率的で効果的な滞納整理を行い徴収率の維持向上に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場について報告いたします。

新処分場の整備に関連する取り組みなどについての住民説明会を、８月２４日と８月２９日に開催する予定としておりましたが、８月２０日に県の感染症対応のステージが「非常事態」に引き上げられたことを踏まえ、住民の皆様の健康や安全を第一に考え、中止させていただくことといたしました。

この会で説明をさせていただく予定でありました「環境影響評価の調査結果」、「環境保全協定」及び「周辺安全対策に係る長竹川の増水対策」の取り組み状況についての資料を８月３１日付けで加茂地区の全世帯に送付いたしました。「環境影響評価の調査結果」の資料につきましては、令和２年２月から令和３年３月までに実施した現況調査をもとに、専門家の意見を踏まえて作成した評価の案である準備書の概要となっており、大気質や水質などの環境要素ごとに、施設整備が及ぼす影響の予測・評価の結果について説明したものと

なっております。

次に「環境保全協定」については、本年３月に実施したアンケート調査でお寄せいただいた御意見等を踏まえ、高知県、公益財団法人エコサイクル高知及び佐川町の三者で協議を行い、作成した協定書の素案の内容についての説明資料となっております。

続いて、県の実施する「長竹川の増水対策」につきましては、六所橋から竹ノ倉川合流点までの現況の河道延長 880 メートルの改修について、次の４点をポイントとする法線の案が示されました。

一点目は、現況の河道を極力変えない、２点目として、河道の直線部を増やす、３点目として、河道の湾曲部を減らす、４点目は、河道の湾曲部を緩やかにすることです。さらに、それに伴う用地買収及び借地範囲などを説明したものとなっております。

これらの説明資料に併せて、これらの説明に対する御意見や御質問等をお伺いするためのアンケート用紙を同封して送付させていただいております。今後、お寄せいただいた御意見などと、それに対する回答を文書でお返しする予定としております。

今回の説明会につきましては、１１月ごろの開催を予定しておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を見きわめながら決定したいと考えております。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

７月 21 日に、令和 3 年度の第 1 回介護保険運営協議会を開催いたしました。

当日の協議会では、地域包括支援センターにおける令和 2 年度の事業実績及び令和 3 年度の事業計画、第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護保険事業の実施状況を報告いたしました。

また、昨年度開設いたしました地域密着型サービス事業所である「地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわ」について、障害児の利用が増加していることから、登録定員を 24 名から上限一杯の 29 名に変更することを提案し、承認をいただきました。その他、各委員からは、介護保険施設における事故防止対策の徹底や、あったかふれあいセンター事業の効果、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業縮小の影響などについて御意見をいただきました。

今後につきましても介護保険運営協議会において委員の皆様からの御意見をお聞きしながら、事業計画に基づいた事業の円滑な実施や事業計画の進捗・管理に努めてまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

初めに、道の駅整備事業について報告いたします。

昨年度に着手いたしました基本設計につきましては、本年5月までにワークショップを3回開催し、町民の皆様から御意見や御提案をいただきながら作成をいたしました。それらの御意見などを可能な限り反映させた基本設計が出来上がりましたので、報告会を6月20日に桜座で開催し、約70名の方に御参加いただきました。

また、建設予定地である霧生関ヘリポートの土質調査を7月からボーリングにより実施し、調査結果の取りまとめを行いました。この調査結果と基本設計をもとに、建物の実施設計を令和4年3月末までに完成させる予定となっております。

おもちや美術館につきましては、基本構想が6月末に完成いたしました。佐川町の風景を表現しながら、町内の木材を活用したおもちやで、赤ちゃんから高齢者までが一緒に楽しめる佐川ならではの空間の提案が盛り込まれております。この基本構想に基づいて、今後、おもちや美術館に係る基本設計と実施設計を進めてまいります。

また、おもちや美術館を町民の皆様に広く知っていただくイベントとして、明後日の9月5日日曜日にキックオフ会議を開催いたします。当初は、東京おもちや美術館の多田館長と東京都檜原村で開館するおもちや美術館の運営を担う、東京チェーンソーズの青木代表を桜座にお招きして開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、完全オンラインにより開催することといたしました。

この会議には自宅からパソコンやスマートフォンで参加できますので、町民の皆様に気軽に参加していただきたいと思っております。当日、参加できない方には、後日YouTubeでの配信を予定しておりますので、そのことも広く周知をさせていただき、多くの皆様にごらんいただきたいと考えております。

道の駅とおもちや美術館の運営を任せる予定の一般財団法人につきましては、7月27日に登記が完了し、8月より業務を開始しております。名称は「一般財団法人しあわせづくり佐川」とし、経営理念を「すべての人々とともに、さかわの宝を大切に育て、活用して、町民のしあわせをつくり、次の世代に引き継ぐこと」と定めております。道の駅が完成するまでの間は、役場2階に事務所を置き、道の駅開業に向けたさまざまな準備をはじめ、佐川町の情報発信、地場

産品を使用した佐川町ならではの商品開発やふるさと納税の業務の一部を担っていただくことになっております。

今後、この財団と緊密に協力しながら、道の駅の開業に向けて着実に準備を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について報告いたします。

昨年に引き続き、プレミアム付き商品券事業とスタンプラリー事業を実施いたします。まず、プレミアム付き商品券事業について報告いたします。

商品券は、昨年度と同様、1冊の額面7,500円分を5千円で販売いたします。今回は、長期化するコロナ禍のもとで事業の継続に努力しておられる町内事業者を応援することと合わせて、町民の生活を出来るだけ下支えできるようにとの考えから、一冊のうち2,500円分を量販店でも使える商品券とするとともに、販売数量も昨年の1.5倍となる1万2千冊を予定し、7月26日から申し込みの受け付けを開始したところでありますが、最終的に、予定の2倍以上となる2万6,365冊の申し込みをいただきました。

このため、コロナ禍が長期化するなかで、沈みがちな町民や事業者の心情を少しでも勇気づけることや、プレミアム商品券に対する町民のさまざまな御期待に応えることが今は必要と考え、申込数に対応できるよう予算を増額する判断をいたしました。予算措置については、商品券の販売を9月1日から開始することを既に告知しているため、申込者への引換券の送付や商品券の増刷等の準備期間を考慮すると補正予算を提出するいとまがないことから、8月26日に専決処分をさせていただきました。

なお、引換券は、8月27日に商工会より申込者全員に発送し、商品券の販売期間は、9月1日から11月1日までとしており、町内の169店舗で、9月1日から令和4年1月31日まで利用いただけます。

続きまして、スタンプラリー事業について報告いたします。

昨年度、御好評いただきましたスタンプラリーを本年度も10月1日から1月31日までの4か月間で実施するように準備を進めております。

今回も町内の参加店舗で、税込み500円以上買い物や飲食をしていただいた場合に1個のスタンプを押してもらうことにしております。集めていただくスタンプの数は、昨年度は3個でしたが、少し

でも多くの参加店舗を回っていただけることを期待し、今回は1個増やした4個のスタンプを集めることで、町内の商店が取り扱う商品や地場産品が景品として当たる抽選に応募できるようになります。

スタンプラリーの参加店舗は、8月31日時点で151店舗となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、商店街も大変厳しい状況が続いておりますが、プレミアム商品券とスタンプラリーにより、少しでも商店街の賑わいと売り上げの増加につながることを期待しております。

次に、佐川町社会福祉協議会に設置しております「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」による支援策について報告いたします。まず、事業者向けの支援策のうち、「チーム佐川営業時間短縮要請対応臨時給付金」について報告いたします。

この給付金は、高知県が実施している「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」の支給決定を受けた事業者に対し、法人には20万円、個人には10万円の給付金を給付するものであります。

県の給付金は当初、令和2年12月と令和3年1月を対象期間としておりましたが、本年度の5月及び6月と8月及び9月も追加するよう制度が順次拡充されたことに伴い、本町におきましても対象期間を追加し、対応しております。

8月末までの給付実績は、法人18件、個人56件、合計で920万円となっております。なお、令和3年8月及び9月分につきましては、9月21日より受付を開始し、令和4年1月31日を申請期限としております。

次に、「チーム佐川事業継続支援給付金」について報告いたします。

この給付金は、町内事業者のうち、これまでに持続化給付金・高知県休業等要請協力金などの給付金を受給してもなお、所得が100万円以上減少した事業者に対し、100万円を上限に所得減少金額の20%相当額を給付するものであります。

申請期限を9月30日までとしており、8月31日現在で16件、合計で1千万1千円の給付を実施しております。

次に、感染予防の徹底に関するものとして、利用者が安心して飲食できるよう、感染症対策に取り組む飲食店の事業者に対し、その取り組みを応援するための給付金として、「チーム佐川あんしん会食推進給付金」を実施しております。

この給付金は、高知県が実施する「高知家あんしん会食推進の店

認証制度」の認証を受けた飲食店の事業者に対し 10 万円を支給するもので、申請期間を令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 15 日として、受付を開始しております。

次に、基金による個人向けの支援の状況について報告いたします。

これまでに、佐川町社会福祉協議会が実施する、コロナ対策緊急小口資金の貸し付けを受けた世帯に対し、一律 3 万円を支給する「チーム佐川支えあい世帯給付金」と、ひと月の給与が 3 割以上かつ 3 万円以上減少した方に 3 万円を支給する「コロナ減収応援給付金」を実施しております。これら 2 つの給付金を合わせた支給実績は、95 件、285 万円となっております。

次に、建設課の所管事項でございます。

まず、災害復旧事業について報告いたします。

7 月 16 日から 19 日にかけての梅雨前線豪雨により、道路が 1 件、河川が 3 件、8 月 11 日から 22 日にかけての豪雨により、道路が 1 件、農地が 3 件、農業用施設が 1 件、被災いたしました。被害総額は、公共土木施設災害が、4,880 万円、農地・農業用施設災害が、710 万円となっており、早期復旧に向け、10 月中旬以降に予定されている災害査定を受ける準備を進めております。査定後には工事を発注できるよう、一日も早い復旧を目指して迅速に対応してまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

5 か年計画に基づき、進めております町中心部の基幹管路の耐震化工事につきましては、本年度が最終年度となり、中本町から富士見町にかけての約 400 メートル区間を、来年 1 月末の竣工を目指して進めております。また、配水管の耐震化工事につきましても、拠点避難所に指定されております斗賀野小学校から東組交差点にかけての約 470 メートル区間を、12 月末の竣工を目指して進めております。

本年度の工事区間には、ともに量販店や商店があり、また、交通量も多いことから、住民の皆様には御不便、御迷惑をお掛けしておりますが、細心の注意を払い、工事を進めておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

今後も、計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減し、強靱で安心安全な水道を維持していけるよう、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う地域住民の

不安解消のための取り組みとして実施する上水道の整備について報告いたします。

長竹、竹ノ倉、横山地区への上水道整備につきましては、本年2月から配水管を布設するための実施設計を進めてきたところでありますが、10月末には、この工事の入札を行うめどが立ちましたので、本定例会に工事請負費の補正予算を計上させていただいております。

この3地区におきまして、水道事業での給水がなされていない方々に対しまして、給水を行うために必要となる配水管を布設することにより、生活用水に係る不安を解消することで、将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、今後も引き続き必要な環境整備を進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

新型コロナウイルス感染症対策について報告いたします。

小中学校と放課後児童クラブ・放課後子ども教室では、2学期以降も保護者のご協力を得ながら、3密を避け、マスクの着用や消毒の励行、行事の簡素化など、感染防止対策の徹底を継続してまいります。

児童生徒や教職員に対するワクチン接種については、冒頭で申し上げたとおり実施及び勧奨を行っております。その結果、教職員につきましては、佐川町もしくはそれぞれの居住地で、8月末までにワクチンの接種を2回終了した者は、小中学校で対象者121人に対しまして、接種済者は110人と9割を超え、同じく佐川高校では、対象者41人に対して、接種済者は34人と8割を超えております。また、10月末から11月初めに予定しております、第47回佐川町文化祭など社会教育関係の行事につきましては、現時点では感染症対策を徹底しながら開催する方向であります。感染拡大の状況により再検討することも考えております。

今後も、学校教育や社会教育の取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況に注視しながら、感染防止対策を徹底し、可能な限り取り組みの質を低下させないよう、努めてまいりたいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症にかかり自宅待機中の患者さんの容態が悪化した場合の高北病院の対応について報告いたします。

高北病院は、新型コロナウイルス感染症に関しまして、疑い患者

の入院医療機関、検査協力医療機関となっているところでありますが、現在の高知県内における同感染症の患者さんの急増に伴い、自宅待機中に容態が悪化した患者さんを可能な範囲で受け入れることとしました。現在、そのために必要な準備を進めているところであります。

この準備が整い次第、患者さんを受け入れることとなりますが、その流れとして、まず、救急入口付近の院外に設置した仮設待合所において診察し、症状に応じて点滴や薬を処方します。そして、必要であれば入院していただくことになります。

ただし、対応できる患者さんは保健所等の県から依頼があった方のみになります。また、依頼があった場合でも、その時点の病院の体制等により、受け入れができない場合もあります。

次に、現在、高北病院で行っておりますオンライン面会について報告いたします。

高齢の患者さんが多く入院されております高北病院では、厳格な感染予防が必要であります。新型コロナウイルスの感染拡大前は、体調のすぐれない方の面会については、御遠慮いただいておりますが、現在は、その時々新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、全ての方について面会制限や面会禁止の措置を取らせていただいております。

御家族の皆様におかれましては、入院患者さんと長期間にわたり面会ができず、大変不安な気持ちをお持ちのことと思いますので、療養環境を少しでも改善するため、本年4月下旬に、病院が貸与するタブレット、パソコンなどのインターネット端末を利用したオンラインによる面会ができるようにいたしました。このオンライン面会を御利用いただいた件数は、8月31日現在で延べ15件となっております。

今後も、患者さん、御家族の皆様の御事情や状況に応じた御要望に、臨機に対応できるよう努めてまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が5件、承認が2件、認定が8件、補正予算案を含む議案が9件、同意案が1件となっております。

御審議のうえ、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、請願・陳情についてを議題にいたします。

本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。受理番号 1 号、2 号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 6 号、令和 2 年度財政健全化判断比率の報告についてから、日程第 10、報告第 10 号、債権の放棄についてまで、以上 5 件を議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長（堀見和道君）

それでは報告案件について御説明申し上げます。

報告第 6 号、令和 2 年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。また、全ての会計を対象としました実質赤字を示す連結実質赤字比率もマイナスでしたので数値はございません。

次に、一般会計などが負担をする借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります、実質公債費比率は 3.5%で令和元年度より 0.4%改善しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は 25%でございます。また、一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります。将来負担比率もマイナスでしたので数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの指標におきましても、前年度に引き続き早期健全化基準を超えるものはございませんでした。

報告第 7 号、令和 2 年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく資金不足比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。資金不足比率は公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業会計、病院事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のこれらの

公営企業会計ごとの資金不足額はなく、数値はございません。

報告第 8 号、専決処分の報告につきましては、佐川町役場庁舎非構造部材等耐震改修工事の工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 3 年 7 月 20 日に専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。変更契約の内容につきましては、本庁舎の階段に手すりをつけたこと、選挙管理委員会室のエアコンが老朽化しているため更新したこと、印刷室として使用していた部屋を会議室として使用しており、その部屋へのエアコンの設置などによる 191 万 9,500 円の増額となっております。

報告第 9 号、債権の放棄につきましては、住宅新築資金に関して 1 名、金額 28 万 9,069 円について、佐川町債権管理条例第 17 条第 1 項、第 1 号の規定に基づき、令和 2 年度末に町の私債権について放棄を行ったことを同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 10 号、債権の放棄につきましては、水道料金に関して 2 名、金額 6 万 9,076 円について、佐川町債権管理条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度末に町の私債権について放棄を行ったことを同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告は以上でございます。

議長（岡村統正君）

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

この報告第 8 号であります。専決処分をしておりますが、効力に影響を及ぼすものではないわけですが、これ、エアコンとか手すりとか設計に最初からどうして入ってなかったのか。増額ありきじゃなかったのか。こういったものは必要なわけありますので、約 190 万くらいの専決であります。このあたり設計にどうしてなかったのか。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。

この当初の設計段階におきまして、エアコン等の空調につきましては現行あるものをそのまま利用するというので設計のほうをしていただきました。そのなかでこの選挙管理委員会の事務室にあ

るエアコンにつきましては東庁舎ができたときからのエアコンであって、もう既に部品もないということがありまして、今回追加させていただいておるものということになっております。

階段の手すりにつきましては当初の設計の段階におきまして私どものほうで手すりをつけるということをちょっと考えてなかったということであります。その後、文化センターの大規模改修において手すりをつけて非常に利用がしやすいというようなお声も聞きましたので、こちらの役場の階段につきましても3階の議場まで上がる場合もありますので、全ての階段に手すりをつけようということで、今回変更契約を結ばせていただきましてつけたという次第になっております。

以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第11、同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは同意案件について御説明申し上げます。

同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります田村裕子氏の任期が本年11月11日で満了となることから、次期についても田村氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

田村氏は平成10年より6期23年にわたり教育委員会委員を務めていただいております、温厚誠実にして地域の人望も厚く、委員として適任者であります。

何とぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第2号は同意することに決定しました。

ここで25分まで休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐川町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは承認案件について御説明申し上げます。

承認第4号、令和3年度佐川町一般会計補正予算（第5号）についての専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月5日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ937万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ82億7,373万3千円としたものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは、承認第4号、佐川町一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明をさせていただきます。この補正予算につきましては令和3年9月12日執行の高知県議会議員補欠選挙の選挙執行に係

る歳入歳出ということになっております。

それでは、事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開き下さい。10 ページ、11 ページになります。

歳出の主なものの説明をさせていただきます。この 11 ページの 1 番上になります、2 款、4 項、5 目高知県議会議員選挙費、1 節報酬の説明欄、委員等報酬 134 万 4 千円につきましては、選挙管理委員会の委員、期日前投票の立会人、投票日当日の投票管理者、そして当日の投票立会人、開票の管理者、開票立会人などの報酬ということになっております。

その下の管理職員特別勤務手当 14 万 4 千円は休日の期日前投票など等投票日に係るもの、これは選挙管理委員会事務局の職員の者となっております。

その下の段の 3 節職員手当等の説明欄、超勤手当 158 万円につきましては、選挙の準備、期日前投票事務、平日の時間外、これは平日期日前投票が 8 時まで、夜の 8 時までであるということに係るものです。あと休日、休日におきましても期日前投票を実施しておるということです。あと、投票所の設営、これは投票日の前日等に投票所の設営に行く場合。あと当日、投開票などに係る選挙管理委員会事務局の超勤手当ということになっております。

その下の段の 7 節報償費の説明欄、謝礼金 122 万 4 千円は投票日前日の投票事務の説明会、これは投票管理者、投票の職務代理者等を集めて行う説明会です。投票日の投票及び開票事務の従事者などへの謝礼金となっております。

その 2 つ下の段の 10 節需用費の説明欄、消耗品費 137 万 7 千円は新型コロナウイルス感染症対策に用いる物などとポスターの掲示板及び同掲示板用杭、木杭となっております。ポスターの掲示板につきましては町内 108 カ所に設置するというものになっております。

その 2 つ下の食料費 15 万 5 千円は投票所用の夕食、これは軽食でありますけれど、軽食と茶菓子代となっております。

その下の印刷製本費 21 万 5 千円は投票所の入場券や選挙広報用の封筒などの印刷製本費となっております。

その下の段の 11 節役務費の説明欄、郵送料 117 万 5 千円は先ほど説明をいたしました投票所入场券や選挙広報などの郵送料となっております。

その下の電話料 11 万 3 千円は投票所仮設電話料となっております

す。各投票所にその時に電話をひく経費ということになっております。

その下の手数料 70 万円につきましては開票時に使用いたします投票用紙の計数機の点検料、計数機というのは投票用紙の枚数を数える機械ということになっております。投票用紙の読み取り分類機の点検、設定料や選挙広報仕分け作業などの手酢料となっております。

その下の段の 12 節委託料の 51 万円は選挙ポスター掲示板の設置及び撤去の委託料となっております。

その 2 つ下の段の 17 節備品購入費の 72 万 6 千円は投票用紙の計数機 2 台分の購入費用ということになっております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。8 ページ、9 ページをお開き下さい。

15 款、3 項、1 目総務費委託金、5 節選挙費委託金 937 万 6 千円は歳出で説明をいたしました選挙執行経費に係る県の委託金となっております。歳出の金額と同額の 937 万 6 千円ということが委託金ということになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第13、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度佐川町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは承認案件について御説明申し上げます。

承認第5号、令和3年度佐川町一般会計補正予算（第6号）についての専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月26日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ4,421万2千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ83億1,794万5千円としたものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは承認第5号、佐川町一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染拡大対策プレミアム付商品券についての補正ということになっております。

事項別明細書の10ページ、11ページをお開き下さい。10ページ、11ページになります。

2款、1項、11目新型コロナウイルス対策費、12節委託料の4,421万2千円についてでありますけれど、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染拡大対策プレミアム商品券につきまして、佐川町商工会への委託料ということになっております。

町長の行政報告等でもありましたけれど、プレミアム付商品券につきましては1万2千冊を上限として販売することとしておりましたが、申し込みが1万2千冊を超過する場合、申込者や購入希望冊数を減らすことということに当初しておりました。が、実際上の申し込み件数がこの1万2千冊の約2.2倍にあたる2万6,365冊あったこと、また、新型コロナウイルスによります経済状況やこのプレミアム付商品券事業の趣旨に鑑みまして、申し込みのあった全てを販売することとしたため、今回補正で増額をさせてもらうものということになっております。

歳出の説明は以上ということになります。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。8 ページ、9 ページをお開き下さい。

18 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の 4,421 万 2 千円は先ほどの歳出の増額に伴いまして、その財源といたしまして財政調整基金から繰り入れをするものということになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 5 号は承認することに決定しました。

日程第 14、認定第 1 号、佐川町一般会計の決算の承認についてから、日程第 30、議案第 75 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更についてまで、以上 17 件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、認定案件及び議案について御説明申し上げます。

認定第 1 号、令和 2 年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、認定第 6 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定についてまでの一般会計並びに 5 つの特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

認定第 7 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計の決算の認定につい

て及び認定第 8 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第 67 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ、5 億 2,181 万 1 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 88 億 3,975 万 6 千円とするものであります。

議案第 68 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,005 万 9 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 5,008 万 2 千円とするものであります。

議案第 69 号、令和 3 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 770 万 6 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 8,146 万円とするものであります。

議案第 70 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、資本的収入、支出予算の増額補正を行うもので、既決予定額を収入、2 億 2,896 万 4 千円、支出 3 億 5,542 万 7 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 71 号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル庁設置法、附則第 41 条の規定により、行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、この改正に伴い行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたこと、及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 55 条の規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、関係規定を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 72 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 55 条の規定による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係規定を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 73 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、別表第 1 の項番号が連続していないため、修正を行うもの、及び地籍調査結果の電子データによる交付を実施するため、電子データによる地籍調査の成果交付を一字まで 300 円で交付することを別表第 1 に加えるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 74 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条、第 2 項の規定により、当年度末の未処分利益剰余金のうち、当年度純利益、2,247 万 7 千円と、7,866 円を減債積立金へ積み立てるものであります。

議案第 75 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、総合整備計画書の公共的施設の整備計画等について、林道を追加する変更をするにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第 3 条、第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。

なお、各認定並びに議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは、私から認定第 1 号から認定第 6 号まで、令和 2 年度の一般会計と 5 つの特別会計の決算の内容について御説明をさせていただきます。

なお、各会計の詳細につきましては、後日開催されます決算の勉強会で、各担当課局次長から説明をさせていただきますので、私からは概要の説明とさせていただきます。

それでは参考資料で説明をいたしますので、参考資料、認定第 1 号から第 6 号をごらんください。A 3 の 1 枚で両面ということになっております。このような A 3 の 1 枚で両面というものになっております。

まず、表面の 1、会計別実質収支から御説明をいたします。

一般会計は歳入が 95 億 1,296 万 3,614 円、歳出が 91 億 7,039 万 7,345 円で、翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支の額は 2 億 2,782 万 2,215 円となっており、令和元年度と比較いたしますと、歳入歳出ともに大幅に増額となっております。

次に、国民健康保険特別会計は歳入が 17 億 7,542 万 6,696 円、歳

出が 17 億 5,845 万 9,324 円で実質収支の額は 1,696 万 7,372 円となっております。

次に、学校給食特別会計は、歳入が 5,751 万 4,011 円、歳出が 5,747 万 8,261 円で実質収支の額は 3 万 5,750 円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計は歳入と歳出は同額の 3,265 万 7,236 円となっております。

次に、介護保険特別会計は歳入が 16 億 4,057 万 9,066 円、歳出が 16 億 2,528 万 5,319 円で、実質収支の額は 1,528 万 5,674 円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計は歳入が 2 億 3,948 万 2,288 円、歳出が 2 億 3,563 万 8,688 円で実質収支の額は 384 万 3,600 円となっております。

続きまして、2、一般会計歳入歳出決算につきまして、その主な増減の理由を御説明いたします。

まず、(1)の歳入ということになります。2 款になります。2 款地方譲与税は令和 6 年度からの課税に先行いたしまして、令和元年度から自治体への譲与が始まっております、森林を守るための財源となる森林環境譲与税が増額となっております。

次に、7 款地方消費税交付金の増、こちらにつきましては令和元年 10 月からの消費税率の増による増額となっております。

その下にあります、款番号はありませんが、その下にあります自動車取得税交付金は自動車取得税の廃止によりまして、令和 2 年度からは交付がございません。

次に、9 款地方特例交付金は、子ども子育て支援臨時交付金の廃止による減となっております。

10 款地方交付税は、約 1 億 4,700 万円の増額となっており、うち、普通交付税は地方創生を推進するために新設された地域社会再生事業費などにより、約 1 億 5,700 万円の増額。一方、特別交付税は地籍調査や単独災害分などの減により、約 1 千万円の減額となっております。

12 款分担金及び負担金は、保育無償化に伴う私立保育料の減となっております。

14 款国庫支出金は、新型コロナウイルスに係る特別定額給付金や、同関連交付金などの増額となっております。

15 款県支出金は、共生型介護施設や災害復旧費の補助金の増によ

るものとなっております。

17 款寄附金は、ふるさと納税による寄附金額の増によるものとなっております。返礼品数の増加や充実などによりまして、寄附額は前年度より 6 千万円以上増額となっております。

21 款町債は、役場庁舎や文化センターの非構造部材等耐震改修や尾川消防屯所の新設、防災行政無線更新などにより増となっております。

次に、(2) の歳出となります。主な増減理由をこちらのほうでも御説明をいたします。

2 款総務費は、新型コロナウイルスに係る特別定額給付金や役場庁舎非構造部材等耐震改修工事、ふるさと納税に係る寄附額の増加に伴う関連経費などにより大幅に増額となっております。

その他の款につきましても、先ほどの歳入で御説明させていただいたものということになっております。

続きまして裏面をごらんください。

裏面の 3、特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。こちらのほうも主な増減理由のほうの説明とさせていただきます。

まず、国民健康保険の特別会計となります。歳入の 1 款国民健康保険税は対前年度比 5.2% の減となっております。主な理由につきましては、被保険者数の減となっております。令和 3 年 3 月 31 日現在、3,009 人で、1 年前と比較いたしますと、80 名の減となっております。

同じ歳入の 7 款、諸収入は国保連合会からの第 3 者行為求償金の収入が前年度と比較して増額となっております。

歳出のほうの 7 款諸支出金は国保の広域化で市町村単位での補助金の精算がなくなったため、減額となっております。

次に、その下の学校給食特別会計です。新型コロナウイルス感染症による行事の中止などによる給食数の増によりまして、令和元年度に比べまして、歳入歳出とも前年度より増額ということになっております。

次に、農業集落排水事業特別会計です。施設の機能強化対策に約 1,100 万円を要したため、歳入では 3 款の県支出金と 8 款の町債が増えています。歳出では 1 款の事業費が増額となっております。

次に、介護保険特別会計となります。被保険者数は令和元年度とほぼ同数で令和 3 年 3 月 31 日現在、4,953 人となっております。こ

こちらのほうの歳入の 8 款繰越金、こちらのほうがゼロになっておりますが、こちらの繰越金は令和元年度決算による実質収支額を全額基金に繰り入れたため繰越金についてはゼロということになっております。

次に、後期高齢者医療特別会計になります。被保険者数は令和元年度とほぼ同数で令和 3 年 3 月 31 日現在 2,664 人となっております。こちらのほうは歳入歳出ともに大きな増減額はございません。

続きまして、4 基金の状況の説明をさせていただきます。令和 2 年度中の積み立てにつきましては、毎年同額を積み立てているものや実質収支からの積み立てを除きますと、ふるさと納税寄附金基金に約 2 億 3,800 万円、施設等整備基金には図書館の建設や公共施設全体の維持管理の財源といたしまして、約 1 億 1,400 万円を積み立てをいたしました。

一方、取り崩しをしました主なものにつきましては、福祉基金からはあったかふれあいセンターの財源などに 2,779 万円、ふるさと納税寄附金基金からは返礼品代金や郵送料などの経費や寄附金の使途の指定に応じた事業の財源といたしまして、約 1 億 9,200 万円を取り崩しいたしました。

この結果、基金全体の額は令和元年度末から約 2 億 8 千万円の増額となり、合計で 51 億 3,221 万 2,817 円となりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

私から、認定第 7 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

決算書の 1 ページをお開き下さい。決算報告書、収益的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をごらんください。

第 1 款水道事業収益、決算額 1 億 8,718 万 7 千円となっております。内訳としましては、営業収益 1 億 5,802 万 9,728 円、営業外収益 2,915 万 7,278 円、特別収益ゼロとなっております。

下の表、支出をごらんください。

第 1 款水道事業費用、決算額 1 億 5,884 万 1,764 円となっております。内訳としましては、営業費用 1 億 4,025 万 1,825 円、営業外費用 1,858 万 7,132 円、特別損失 2,807 円、予備費ゼロとなっております。

続きまして、2 ページをお開きください。資本的収入及び支出の

表でございます。上の表、収入をごらんください。

第1款資本的収入、決算額 8,422 万 7,900 円となっております。内訳としましては、企業債 3 千万円、補助金 1,137 万 9 千円、負担金 423 万 3,900 円、出資金 3,861 万 5 千円となっております。

下の表支出をごらんください。

第1款資本的支出決算額、1 億 4,519 万 7,017 円となっております。内訳としましては、建設改良費 8,059 万 6,410 円、企業債償還金 6,460 万 607 円となっております。

下の欄外をごらんください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 6,096 万 9,117 円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 582 万 5,546 円、減債積立金 2,043 万 4,191 円、過年度分損益勘定留保資金 3,470 万 9,380 円で補填をいたしております。

3 ページ以降につきましては、損益計算書、貸借対照表と必要書類を添付してございます。詳細につきましては決算の勉強会のほうで説明をさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事務局長（池内智保君）

それでは私から認定第8号、令和2年度佐川町病院事業特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書1ページをお開き下さい。決算報告書、収益的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をごらんください。

第1款病院事業収益、決算額 18 億 2,188 万 8,187 円となっております。内訳としましては、医業収益 13 億 1,247 万 5,248 円、医業外収益 3 億 3,427 万 3,033 円、介護老人保健施設収益 5,500 万 7,454 円、デイケア収益 4,667 万 5,932 円、デイサービス収益 3,772 万 4,900 円、特別利益 3,573 万 1,620 円となっております。

下の表、支出をごらんください。

第1款病院事業費用、決算額 17 億 5,802 万 5,541 円となっております。内訳としましては、医業費用 15 億 2,220 万 2,975 円、医業外費用 4,691 万 253 円、介護老人保健施設費用 6,303 万 2,767 円、デイケア費用 4,443 万 3,106 円、デイサービス費用 4,550 万 1,877 円、特別損失 3,594 万 4,563 円、予備費ゼロとなっております。

続きまして、2 ページをごらんください。資本的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をごらんください。

第1款資本的収入、決算額1億3,467万円となっております。内訳としましては、企業債1,590万円、出資金1,691万9千円、負担金1億157万4千円、補助金36万7千円、固定資産売却代金ゼロとなっております。

下の表、支出をごらんください。

第1款資本的支出決算額2億1,425万9,779円となっております。内訳としましては、建設改良費4,540万8,850円、企業債償還金1億6,765万929円、長期貸付金120万円となっております。

欄外をごらんください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,949万9,779円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

3ページ以降につきましては、損益計算書、貸借対照表など、決算報告書の関係書類、11ページ以降につきましては事業報告書の関係書類などを添付しております。詳細につきましては決算勉強会のほうで説明をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

引き続き、監査委員決算審査の結果報告を求めます。

代表監査委員（上田益英君）

それでは、令和2年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。

お手元に令和2年度決算審査意見書があると思いますが、今回、各会計の過去10年間の推移と動向をグラフ化しておりますので、わかりやすいかと思います。

まず、1ページです。令和2年度佐川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び関係証拠書類を審査した結果、意見は下記のとおりである。

1 審査を行った日、一般会計及び特別会計、7月14日から8月19日までの7日間。

2 審査の結果、令和2年度各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と、歳入歳出予算書、収入証書、出納書類を照査のうえ、さらにその内容について検討を加え、審査を実施した結果、決算は全ての会計で計数的に正確であり、内容も正当なものであることを確認した。

また、各基金の管理運用状況も計数的に正確で、それぞれの目的

に沿って運用されている。

3の決算の概要につきましては、各会計の決算額を表に示しております。2ページ以降に一般会計、特別会計、各会計につきましては具体的な決算額及びそれに対します監査委員の指摘及び意見等を述べさせていただきます。

その中で2ページですが、一般会計の決算額は歳入が95億1,296万4千円、歳出は91億7,039万7千円となり、グラフでもわかりますが、歳入で前年度より35.78%、25億680万円の増加、歳出においても35.36%、23億9,567万円増加し、歳入歳出とも最高となっている。実質収支は、2億2,782万2千円となっている。

次に、4ページ、4ページの歳入決算財源別状況で、増加額が大きいものは国庫支出金の16億3,926万3千円、町債の5億4,581万6千円、寄附金の6,183万9千円で、これは主に新型コロナウイルス感染症対策事業が増となったことによるものである。

7ページの歳入の性質別状況では、投資的経費が7億5,412万2千円の増加。増加率は63.45%となっている。これは主に新型コロナウイルス感染症対策事業にかかわる補助事業の増加と、役場庁舎非構造部材等耐震改修事業、文化センター大規模改修工事等によるものである。

次に、10ページからの実質公債費率は健全化判断比率の一つとなっており、本年度は3.5%で前年度より0.4ポイント好転している。また、償還の据え置き後、令和6年度からは上昇が予想される。

次に、26ページの病院事業特別会計では経常収支が6,407万5千円の黒字で、前年度より4,167万6千円の増となっている。ただ、令和3年度から向こう5年間の経営計画については、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収益は厳しい状態が続くと思われることから、国や県の支援も受けながらコロナ後の経営安定化に向けて、しっかり経営計画で示した運営を着実に実行するよう努力されたい。

その他の特別会計については、監査委員の指摘及び意見等を述べさせていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

29ページから31ページに監査委員の決算審査の結果報告を総括として掲載させていただいております。ごらんいただければと思います。

今後においては、住民の付託と信頼に応えるべく最小の経費で最

大の効果を上げるよう、計画的、効率的かつ効果的な行政運営を推進されることを切に要望して監査報告及び意見とする。以上でございます。

議長（岡村統正君）

以上で、監査委員の報告が終わりました。

引き続き、執行部の説明を求めます。

議案第 67 号から議案第 75 号まで、提案理由の説明を求めます。

総務課長（麻田正志君）

それでは、議案第 67 号、令和 3 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の 4 ページ、5 ページをお開き下さい。4 ページ、5 ページになります。

4 ページは第 2 表の繰越明許費となっております。

9 款教育費、4 項社会教育費、事業名社会教育総務費の 1,115 万 8 千円は今回の補正予算に計上させていただいております、新文化拠点、新図書館のことではありますが、新図書館の基本設計業務となっております。令和 5 年度の完成を目指しまして、10 月以降にプロポーザルを行い、令和 4 年 1 月から半年をかけて設計を行うため、繰り越しをするものとなっております。

次に、5 ページになります。第 3 表、地方債の補正となります。

起債の目的欄の 1 番上にあります、農業基盤整備事業につきましては、国の補助事業で実施予定であった工事が国の予算が確保できなかったため、公共施設等適正管理推進事業債を充当し、当該工事費の財源とするため限度額を 120 万円増額し、2,190 万円とするものとなっております。

その下の山地災害防止事業につきましては、県の補助事業不採択により、事業費の財源を全額地方債とするため、限度額を 2,390 万円増額し、5,750 万円に変更するものとなっております。

その下の消火栓設置事業につきましては地域振興策における周辺安全対策として実施する上水道整備事業のうち、消火栓設置費用であり、水道会計への繰出金の財源とするもので、限度額を 140 万円増額し、240 万円に変更するものとなっております。

その下の臨時財政対策債につきましては、令和 3 年度の普通交付税額の確定によりまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定とな

りましたので、限度額を 4,407 万 2 千円増額いたしまして、1 億 7,916 万円に変更するものとなっております。

次に、事項別明細書 14 ページ、15 ページをお開きください。14 ページ、15 ページになります。

主な歳出の説明のほうをさせていただきます。

15 ページの上から 5 段目になります。

2 款、1 項、1 目一般管理費、24 節積立金の説明欄、減債基金積立金とその 2 つ下になります、公共施設整備基金積立金の各 2 億円は今後の公共施設等の整備や起債償還に対応するため積み立てをするものとなっております。同じ説明欄にありますふるさとづくり基金積立金 216 万 1 千円は歳入のほうで説明をさせていただきます、寄附金について積み立てをするものとなっております。

その 2 つ下の段になります。

8 目諸費、18 節負担金・補助及び交付金の説明欄、公民館修繕等補助金（地域振興策）522 万 7 千円は、新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴い実施いたします、集落整備補助事業としての弘岡公民館新築、本村西公民館の屋根修繕、横山公民館の雨どいの修繕にかかる補助金となっております。

このうち、弘岡公民館の新築に係る補助金につきましては、既に当初予算に計上のほうはさせていただいておりますが、現在の木材価格の高騰による事業費の増額変更の申し出があったことから、その補助金につきまして増額をするものということになっております。

続きまして 16 ページ、17 ページをお開きください。

1 番上の表になります。2 款、4 項、3 目町長及び議会議員選挙費につきましては、7 節の報償費、10 節の需用費、13 節の使用料及び賃借料、こちらのほうに計上しておりましたのは、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用を町が負担する経費でありました。

この経費につきまして、節の歳出区分といたしまして、18 節負担金・補助及び交付金、その経費をこちらのほうの節のほうに全額組み替えをするものということになっております。

その下の中ほどの表になります。

3 款、1 項、7 目介護保険サービス費 18 節負担金・補助及び交付金の説明欄、介護保険事業費補助金 119 万円は、社会福祉法人等に

よります生活困窮者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業の実施に伴い、対象事業所に対する補助金となっております。

次に、下から数えまして、4段目になります。

3款、3項、2目、10節需用費の80万円は公立保育所の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費となっており、マスク、アルコール消毒液、ペーパータオルなどの感染防止対策に係る消耗品を購入するものです。

その下の段の18節、負担金補助及び交付金の説明欄、保育環境改善等事業費補助金の240万円は、先ほど説明をいたしました公立保育所と同様に、こちらは私立保育園の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費のための補助金となっております。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

19ページの上から数えまして、2段目の4款、1項、2目予防費、7節報償費の605万1千円は新型コロナウイルスワクチン接種におけます集団接種についてその実施回数の増加や1回あたりの看護師、事務スタッフの増員により増額をするものとなっております。

その下の10節需用費の100万円は、新型コロナウイルスワクチン接種における集団接種会場に係る医療用物品の補充のため増額をするものとなっております。

その3つ下の段になります。

5目他会計繰出金、27節繰出金の説明欄、水道会計繰出金（地域振興策）7,367万8千円は今回の水道事業会計の補正予算に計上しております地域振興策にかかる配水管布設工事等への繰出金となっております。

その下の表になります。その下の表の上から2段目になります。

5款、1項、2目農業総務費、14節工事請負費の説明欄、農村公園改良工事（地域振興策）151万1千円は、この法面の対策工事といまして、当初、防災シートを計画しておりましたが、地元との協議の中でモルタル葺きつけ工法の要望があり、その耐用年数による費用を比較したところ、差がほぼなかったため、今後の維持管理も考慮いたしまして施工方法を見直したことで、及びその施工範囲の増により増額をするものとなっております。

その下の段の6目農地費、12節委託料の△32万3千円とその下の段になります14節工事請負費の説明欄、農道・水路改良工事△194

万6千円と、その下の段になります 18 節負担金・補助及び交付金の△101 万 8 千円は、積算額の確定や予定箇所の確定等に伴う減額となっておりまして、この減額額を次に御説明いたします 14 節の工事請負費に組み替えをするものとなっております。組み替え先の 14 節工事請負費の説明欄、土地改良施設維持適正化事業 186 万円は角ノ本堰につきまして、補修面積等の増により増額するものとなっております。同じくその下の公共施設等適正管理推進事業 142 万 7 千円は庄田水路工事における仮設道の撤去費となっております。

次に、20 ページ、21 ページをお開きください。21 ページの 1 番上になります。

5 款、2 項、2 目林業振興費、14 節工事請負費の説明欄、山地災害防止工事△860 万円は小奥山腹の崩壊対策工事の計画額が確定したため、不用額を減額するものとなっております。

その下の表の 6 款、1 項、1 目商工振興費、18 節負担金・補助及び交付金の 400 万円は牧野富太郎博士生誕 160 年、これは来年の令和 4 年 4 月 24 日になりますけれど、これを記念いたしまして、その業績を顕彰するために行う事業等を生誕地であります佐川町民全体で実施するにあたり、事業等の円滑な遂行を図るため、牧野富太郎博士を顕彰する事業に対しまして、予算の範囲内で補助金を交付しようとするものとなっております。誕生月が 4 月でありますため、本年度から準備し、事業を行う場合も想定されるということから今回補正を行おうとするものとなっております。

その下の表の上から数えまして 2 段目になります。

7 款、1 項、2 目道路橋梁維持費、12 節委託料の 300 万円とその下の 14 節工事請負費△300 万円は現在の執行見込みによりまして、組み替えをするものということになっております。

その下の表の 8 款、1 項、3 目消防施設費、14 節工事請負費の説明欄、消火栓設置工事（地域振興策）△100 万円は新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設に伴う地域振興策として実施いたします、加茂、長竹地区への消防消火栓の設置工事となっておりますが、水道事業会計で実施する予定の地域振興策に係る配水管布設工事と合わせて水道事業会計で実施することとしたため、減額をするものとなっております。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。22 ページの 1 番上になります。

9 款、2 項、1 目学校管理費、14 節工事請負費の 1,474 万 2 千円は斗賀野小学校屋外トイレの新築工事費となっております。

1 番下の表になります。4 項、1 目、社会教育総務費 12 節委託料の 1,115 万 8 千円は繰越明許費でも説明をいたしました新文化拠点（新図書館）の基本設計業務となっております。

歳出の説明は以上ということになります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10 ページ、11 ページをお開きください。10 ページ、11 ページになります。

1 番上の 9 款、1 項、1 目地方特例交付金の説明欄、減収補填特例交付金の△414 万 2 千円は減収補填特例交付金につきまして、交付決定額により減額となるものです。

その下の表の 10 款、1 項、1 目地方交付税の説明欄、普通交付税の 3 億 716 万 1 千円、こちらのほうも交付決定額により増額となっております。

同じ 11 ページの中ほどになります。

14 款、2 項、1 目民生費国庫補助金の説明欄、保育対策総合支援事業補助金（新型コロナウイルス対策費）の 160 万円は、歳出のほうで説明をいたしました公立保育所及び私立保育園の新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対する補助金となっております。

その下の段の 2 目衛生費、国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の 720 万 4 千円は、こちらのほうも歳出で説明をいたしました集団接種に係る経費に対する補助金となっております。

1 番下の表の 2 段目になります 15 款、2 項、3 目衛生費県補助金の説明欄、上水道整備支援補助金 7,125 万 8 千円は、歳出で説明をいたしました水道事業会計への繰出金に係る補助金となっております。

その下の 4 目、農林水産事業費県補助金の説明欄、高知県山地災害防止事業△3,250 万円は、こちらも歳出で説明をいたしました小奥山腹崩壊対策工事について、当初、高知県の補助事業を予定しておりましたが、高知県の予算縮小のため、同工事が事業採択されなかったため、減額するものとなっております。

次に 12 ページ 13 ページをお開きください。1 番上の表になります。

17 款、1 項、3 目教育費寄附金の説明欄、これは歳出で出てきた積立金に係るものとなっておりますが、説明欄、教育寄附金、216 万円は廣井勇顕彰事業におけます、収支の残額について寄附をいただいたものということになっております。

その下の表になります。18 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の△2,027 万 2 千円は、今回の補正の歳入の増額によりまして、繰り入れ額を減額するものとなっております。

その下の 2 目その他基金繰入金の説明欄、牧野博士顕彰基金繰入金 400 万円は、歳出で説明いたしました牧野富太郎博士生誕 160 年記念事業補助金の財源とするため、繰り入れを行うものとなっております。

その下の表になります。19 款、1 項、1 目繰越金の 1 億 1,381 万 2 千円、こちらのほうは前年度からの繰越金となっております。

その下の表になります。21 款、1 項、4 目臨時財政対策債の 4,407 万 2 千円、こちらのほうは令和 3 年度の普通交付税の確定により、臨時財政対策債の発行可能額が決定したことにより、増額となっております。

その 2 つ下の段になります。5 目農林水産業費、2 節林業債の説明欄、緊急自然災害防止対策事業債△250 万円は、県補助金、これは高知県山地災害防止事業、これの不採択による増額分、増額分とこちらのほうに充当する予定でありました地方債、そちらのほうを緊急自然災害防止対策事業債から辺地債のほうに変更した、そのことによる減額分、それとの差額により△250 万円が減額ということになっております。

その下の辺地債 2,640 万円は、こちらが辺地債に振り替えたものになりますけれど、小奥林道落石防護ネット設置工事につきまして、道路改良や舗装を伴わないため、当初、辺地債の充当のほうはしておりませんでした。この工事につきましても辺地債の充当が可能であることがわかりましたので、今回、辺地債のほうで計上をさせていただくものとなっております。

説明は以上でございますよろしくお願いします。

町民課長（片岡和子君）

それでは、議案第 68 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明させていただきます。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出のほうから説明させていただきます。

1 番目の表の 1 款、1 項、1 目一般管理費 158 万円につきましては、職員 1 名の病気休暇に伴い、町民課内で国保年金係から戸籍係へ職員 1 名を 8 月から配置がえしたことにより、給料、職員手当等の減額補正を行うものです。

次の表の 7 款、1 項、8 目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和 2 年度の精算に伴い、償還金が必要となったため、36 万 7 千円の増額補正を行うものです。

1 番下の表、8 款、1 項、1 目予備費につきましては、前年度繰越金から先ほどの特定健康診査等負担金の返還に必要な額及び当初予算計上額を除いた 1,127 万 2 千円を予備費として増額補正するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

5 款、1 項、1 目一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました、職員給料、手当等の減額に伴い、158 万円の減額補正を行うものです。

下の表の 6 款、1 項、1 目繰越金につきましては、1,163 万 9 千円の増額補正を行い、補正後の予算額を前年度からの繰越額である 1,527 万円とするものです。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうから議案第 69 号、令和 3 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の御説明をさせていただきます。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出の事項別明細書になります。

内容につきましては、令和 2 年度の決算の確定、これは地域支援事業関係、主になりますが、それに伴う国県支払金への基金への返還金 770 万 6 千円を計上させていただいております。

続きまして、歳入になりますけれども、戻りまして 8 ページ、9 ページになります。

8 ページ、9 ページの 4 段ありますけれども、そのうちの上 3 段につきましては、3 款の国庫支出金の 394 万 1 千円、それから 4 款の支払基金交付金の 664 万 7 千円、そして 5 款の県支出金 275 万 6 千円、この 3 つにつきましては令和 2 年度の介護給付費の精算による追加

交付があるということで、予算計上させていただいております。

1 番下の 7 款の介護保険の介護保険事業運営基金繰入金、これを 563 万 8 千円減額をいたしまして、今回の歳入歳出の財源調整を行っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

それでは、私から議案第 70 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算書（第 2 号）の 1 ページをお開きください。

議案本文にありますとおり、この補正は令和 3 年度佐川町水道事業会計予算第 4 条に定めております、資本的収入及び支出の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただくものであります。

6 ページをお開きください。事項別明細書でございます。

資本的収入及び支出の下の表、支出をごらんください。

1 款、1 項、1 目拡張工事費につきましては新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う、地域住民の不安解消のための取り組みとして実施する上水道の整備としまして、長竹、竹ノ倉、横山地区への配水管布設工事費 6,600 万円。処分場建設予定地を給水区域に含めるために必要となる水道事業の変更認可届出書の作成費用としまして、事業変更届出設計委託料 767 万 8 千円。合計 7,367 万 8 千円の増額補正を行うものであります。

上の表、収入をごらんください。

1 款、2 項、3 目他会計補助金につきましては、先ほど支出で説明させていただきました、配水管布設工事費及び事業変更届出設計委託料に要する、一般会計繰入金 7,125 万 8 千円。3 項、1 目工事負担金につきましては、配水管布設工事と合わせて設置する消火栓 3 基分に要する消火栓設置負担金 242 万円。支出と同額の合計 7,367 万 8 千円を一般会計から受け入れるものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは、議案第 71 号から議案第 73 号まで私のほうで説明をさせていただきます。

まず、議案第 71 号であります。

議案第 71 号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制

定につきましては、国の関係法律改正に伴います、関係規定の改正となっております。

参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料、議案第 71 号関係をごらんください。A 4 の横 1 枚になってます。A 4 の横 1 枚になってます。

こちらのほうの参考資料であります、左側が現行、右側が改正後（案）ということになっております。

まず、上から 3 行目の最初の下線箇所になります。こちらのほうが現行のほうでは総務大臣となっております。改正後（案）のほうでは内閣総理大臣というふうになっております。

これが 1 つ目の改正ということになっております。

この改正理由につきましては、国の関係法律の改正によりまして、この条項に規定いたします情報提供等記録の訂正をした場合の通知先が総務大臣から内閣総理大臣に改正されたため、この条例の関係のするところを改正するということになっております。

次に、現行と改正後（案）にあるほかの部分にも下線箇所がありますけれど、この下線箇所につきましては、番号法、正式に言いますと行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらの法律の第 19 条の改正によりまして、今回のこの条例で引用いたしますその同法の号が繰り下がるものであります。同法の号が繰り下がる関係で、こちらの条例のほうの号のほうも繰り下がるということになっております。

以上で議案第 71 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 72 号になります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、先ほどの議案第 71 号と同様に、国の関係法律改正に伴う関係規定の改正となっております。

先ほどの議案第 71 号でも御説明をいたしました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらの第 19 条の改正によりまして、この条例のほうでも引用する同法の号が繰り下がるものということになっております。繰り下がるだけの改正という内容になっております。

続きまして、議案第 73 号の説明をさせていただきます。

議案第 73 号は佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定となっております。こちらのほうは参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料、議案第 73 号関係をごらんください。A 4 のホッチキスどめで、5 ページ番号を振っている分になります。A 4 のホッチキスどめ横になります。こちらの参考資料、議案第 73 号の開けまして 4 ページをお開きください。5 分の 4 と書いてるところですが、4 ページになります。

お開きいただきましたこの 4 ページのちょうど中ほどになります。中ほどの左側、左側のほうが現行ということになりますが、ちょうど中ほどを見ていただきますと、(31) とその次が (33) というふうになっております。こちらのほうにつきましては 6 月の定例会でおきまして、この同じ手数料条例を改正をさせていただいた際に、ここにあります (32) の項を削る改正を行わせていただきましたけれど、その際にそこから下の項を繰り上げる改正のほうを合わせて行わなかったため、今回、項番号が不連続になっておりますので、この右の改正のように項を繰り上げて項ずれを修正するものとなっております。

もう一つの改正は同じ 4 ページの右側の 1 番下のほうをごらんください。右側の 1 番下のほうは (41) の項となっております。こちらのほうは地籍調査結果の電子データによる交付、こちらを実施するために電子データによる地籍調査の成果の交付、成果の交付を 1 字まで 300 円で交付することを今回加えさせていただくものということになっております。

以上で、議案第 71 号から議案第 73 号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

私から、議案第 74 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について説明をさせていただきます。

令和 2 年度の決算におきまして、2,247 万 7,866 円の利益が出ております。この純利益につきましては、企業債の償還に充てるため、減債基金として積み立てたいと考えておりますことから、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは議案第 75 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更につきまして御説明をさせていただきます。

この総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定によりまして、総合整備計画の変更につきまして、議会の議決を求めるものとなっております。

今回の総合整備計画の変更につきましては、本年 6 月の議会の定例会において変更について議決をいただいております、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更となっております。

主な変更点について御説明をいたします。

その議案の裏面に総合整備計画書がございます。議案の裏面の総合整備計画書のほうをごらんください。

こちらの裏面にあります、総合整備計画書の 1 辺地の概況につきましては変更はございません。

2 の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、(2) の道路状況、こちらのほうに林道についての記述を追加させていただいております。追加部分につきまして読み上げをさせていただきます。(2) の道路状況の真ん中より下になります。「また、地域内には集落の生活道となる林道があるが、台風や豪雨による浸食で山腹崩壊や落石が度々発生しており、通行する地域住民の安全の確保が必要であるとともに、伐採した木材搬出のための車両や観光スポットである溪谷に向かう観光客の通行も多く、産業・観光振興のためにも必要不可欠な林道であるため、長寿命化へと繋がる対策が必要である」ということで林道についての記述を追加させていただいております。

その次に 3 公共的施設の整備計画、そちらのほうに表がございますけれど、その施設名の中ほどになります。そこに施設名が林道となっています項目を追加させていただいております。

事業主体は佐川町、事業費、財源内訳の一般財源及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額、これは各 2,640 万円としております。

参考資料をごらんください。A 4 の 1 枚で地図になっております。佐川町の全図に辺地の位置等を落としている分になります。

こちらのほうの左側の下のほうが尾川・斗賀野辺地ということになっておりまして、線で囲っております。また、整備が予定されておりますのはマーカーで塗っておりますが、こちらの小奥林道落石

防護ネット設置工事です。こちらのほうが今回の辺地計画の追加される工事という事になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

以上で、認定第 1 号から議案第 75 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 6 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 50 分

